

重要事件等の捜査に関する訓令

[最終改正 令和5.7.13 京都府警察本部訓令第10号]

(概要)

重要事件等の捜査を組織的かつ強力に実施するため、捜査本部の開設とその効率的な運用及び警察署相互間の捜査共助等に関し必要な事項を定めたものです。